

原発問題の現在——「区域から個人へ」の大転換とは

◆特集にあたって

二〇二五年六月、政府は、自民・公明の「第14次提言」を受けて、帰還困難区域における立ち入り制限について、「区域から個人へ」の大きな方針転換をする旨の閣議決定をした。

自・公政権は、二〇一二年からエネルギー政策の根本的転換（原子力開発政策の復活）を目指し、二〇一三年には「GX」法を国会で成立させ、二〇一四年の第7次エネルギー基本計画では原子力の「最大限活用」を明記してこれを強行してきている（その強行が、事故についての国責任を否定した二〇一二年六月一七日最高裁判決により可能となつていることは明らかである）。今回の閣議決定は、これらの積み重ねの上で、「福島第一原発事故の収束」を目論むものと言える。しかし、こうした状況認識が広く国民に共有されているかと言えば、ほど遠いものがある。マスメディアにもほとんど取り上げられていない。

「原発と人権」ネットワークでは、この「閣議決定」を取りあげ、九月二六日に、「区域から個人へ」の方針転換の問題点を、放射線衛生学が専門で福島県津島に拠点を置いて現地に密着して調査・研究をされている木村真三さんにオンラインでのご講演をいただいた。

今回的小特集は、このご講演をまとめていただいた論稿を第三稿に据えて、事故から一五年間の概観と原発政策と福島の現在の状況および今回の閣議決定の意味を明らかにする。

第一稿は「日本の原子力政策——無責任の構造と不可視の構造」。龍谷大学の大島堅一さんに執筆をお願いすることができた。事故から一五

年を経過して上記「閣議決定」に至るエネルギー政策の変遷を俯瞰的に示し、二〇一三年以降の政策反転の異常性と、それが「不可視の構造」と「無責任の構造」に支えられたものであることを明らかにし、それを打破し、国民の安全と将来世代への責任を第一とする原発政策への転換を実現することこそが福島事故を経験した世代が果たすべき歴史的責任であると結ぶ。極めて説得的でクリアな論稿である。

第二稿は「原発事故から一五年を前にした福島から——六つの問題と課題に絞つて」。いわき市にお住まいいでいわき市民訴訟の原告団長なども務められた伊東達也さんにお願いできた。事故から一四年を経た現在の福島の状況、廃炉作業の現状、県民を主人公とする地道だが画期的な復興計画に対しても、儲け本位の惨事便乗型大規模開発「復興」の問題点等々、現地ならではの視点から福島の現在状況を示し、今回の「閣議決定」の問題性を明らかにして、真の復興に向けての課題を訴える。

第三稿が上述の木村真三さんにお願いした講演の論稿「事故をなかつたものにする放射線管理廃止——『住民』見捨て、『惨事便乗開発』へ」である。放射線衛生学の視点と丁寧な現地調査による放射能汚染の具体的な状況を示し、「安全」についての科学的な視点から、今回の閣議決定「区域から個人へ」の方針転換の深刻な問題点を明らかにしている。

いずれも、余人をもつては代えられない三人の方から、それぞれの視点で今回の「閣議決定」を明確に論じていただいた。是非ともお読みいただきたい。「原発と人権」ネットワーク事務局長・海部幸造